

島根県建築物耐震改修促進計画（概要）

計画改定の背景と目的

建築物の地震に対する安全性の向上等を図ることを目的に、都道府県計画としての「島根県建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」を平成 19 年 2 月に策定した。

その後、平成 25 年には耐震改修促進法の改正により、一定規模を超える特定用途の建築物に対する耐震診断の結果の報告を義務付けられた。また、平成 28 年 3 月には国の基本方針が改正され、「住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95%、平成 37 年までにほぼ解消する。」との目標が示され、都道府県計画を速やかに改定すべきとされた。

本県の促進計画は「島根県地域防災計画（震災編）」等との整合を図りつつ、平成 27 年までの 10 ヶ年を計画期間として実施してきたところだが、平成 27 年度末での耐震化率は、住宅で 70%、特定建築物で 86%と目標値に達していないことから、引き続き建築物の耐震化の目標及びそれを達成するための施策等を定める新しい促進計画を策定する。

建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

1. 想定される地震の規模及び被害の状況（島根県地域防災計画による被害想定抜粋）

陸域の想定地震 (マグニチュード7を設定)	人的被害		建築物被害	
	死者数(人)	負傷者数(人)	全壊数(棟)	半壊数(棟)
A. 宍道断層の地震	102	1,322	3,260	10,708
B. 宍道湖南方の地震	5	123	705	2,632
C. 大田市西南方の地震	12	296	591	3,448
D. 浜田市沿岸の地震	68	966	1,358	4,855
E. 弥栄断層帯の地震	14	310	363	1,616

2. 建築物の耐震化の現状等

区分	年度	H17 年度時点		H27 年度時点 (H25 年度)	目標との差
			H27 年度目標		
住宅		64% (75%)	90% <90%>	70% (82%)	▲20% (▲8%)
多数の者が利用する 建築物		62% (75%)	90% <90%>	86% (85%)	▲4% (▲5%)

※上段は県、下段()内は全国の耐震化率、< > 内は国の目標を示す。

3. これまでの取組状況

- ・耐震化の必要性及び対策に関する知識の普及啓発 ⇒ 地域学習会や講習会、自治会単位の出前講座の開催
- ・自助努力を称える顕彰制度の実施 ⇒ 「しまね建築・住宅コンクール」の開催
- ・木造住宅への補助 ⇒ 補助実績（耐震診断：598 件、耐震改修又は除却 220 件）
- ・建築技術者及び事業者の養成 ⇒ 技術者講習会の開催
- ・不特定多数の者が利用する大規模な民間建築物への補助
⇒補助実績（耐震診断：4 件、耐震改修：3 件）

4. 建築物の耐震化における問題点及び今後の課題

◆ 問題点の整理

①住宅

- ・耐震性の低い老朽木造戸建住宅が多数存在、大規模な被害を受ける危険性が高い。
- ・老朽住宅には迅速な避難が困難な高齢者が多く居住、人的被害拡大の恐れがある。
- ・耐震改修の取り組みが少ない、老朽住宅に居住する高齢者の多くは所得が低く、改修が進みにくい。

②特定建築物

ア. 多数の者が利用する建築物

- ・改修の前提となる耐震診断の実施状況が悪い。
- ・災害時に重要な役割を果たす建築物の耐震化率が低く、地域防災計画の実効性に問題がある。
- ・民間を先導すべき公共建築物の取り組みが悪い。

イ. 危険物を貯蔵する施設等

- ・耐震化の取り組み状況が悪く、ほとんど進んでいない。
- ・市街地立地の場合は特に周辺への影響が懸念される。

ロ. 道路閉塞の恐れのある建築物

- ・幅員の狭い既成市街地の道路が緊急輸送道路に指定されている。
- ・特定建築物に該当しない小規模店舗が多く、法的指導には限界がある。

③市街地

- ・道路が狭隘な老朽住宅密集地域では、多数の建物倒壊により避難救助活動が困難になる恐れ。
- ・火災の拡大により、多数の死傷者が出る大規模な市街地災害に発展する可能性が高い。

④所有者の意識・要望等

- ・耐震化の必要性についての認識が低い。
- ・自主的な取り組み、積極的な情報収集はしない。

◆ 課題の整理

①県民一丸となった促進体制づくり
所有者・自治会・建設事業者等が自主的に取り組むことが不可欠

②公共による誘導・支援施策の実施
県と市町村が連携した適切な支援・誘導施策等の実施が必要

③地震防災意識の啓発
所有者等の自主的な耐震化を促すためには徹底した意識啓発が必要

④多量な老朽住宅ストック対策の実施
自治会活動への支援、リフォームに併せた改修等の取り組みが必要

⑤特定建築物の耐震化の強化
災害拠点施設の耐震化、公共施設の率先実施が必要

⑥耐震化促進のための環境整備
技術者の養成、技術開発、相談体制の整備等が必要

⑦建築物以外の安全対策への配慮
人命を守るためには家具転倒防止対策、土砂災害対策等も必要

⑧密集市街地の防災対策の強化
建築物の耐震化、街の防火対策、道路整備等の総合対策が必要

⑨震災後の応急対策の準備
二次災害を防止する判定活動、仮住居の確保等の応急対策も必要

⑩法令に基づく指導等の強化
所有者等の自覚を高め、耐震化の動機付けを与えるため、法令に基づく厳格な指導・是正措置が必要

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定における基本的考え方

本県の耐震化の現状は全国平均と比べて低い状況にあるが、今後、耐震改修に積極的に取り組むこととし、国の目標に可能な限り近づくよう設定する。

2. 耐震化の目標

区分 \ 年度	H27 年度末	H37 年度末目標
住 宅	70% (82%)	90% 〈おおむね解消〉
多数の者が利用する 建築物	86% (85%)	95% 〈おおむね解消〉
危険物の貯蔵場又は 処理場	68%	95%
道路閉塞の恐れのある 建築物	86%	95%

※上段は県、下段()内は全国の耐震化率、〈 〉内は国の目標を示す。

建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 施策の基本的な取り組み方針

◆耐震化促進における役割分担

建築物の耐震化は、その所有者が自らの命は自らが守り（自助）、地域社会が自らの地域は自らで守る（共助）という認識の下で取り組まれることを基本原則と考える。

民間建築物に対する県及び市町村による支援（公助）は、そのような民間の取り組みが上手く機能するよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、また民間では十分対応されにくい分野等を補完する役割に限定する。

◆重点的に耐震化すべき地域

- ①避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域
- ②地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

◆重点的に耐震化すべき建築物

- ①地震による倒壊等で人的被害の発生する可能性が高い住宅（耐震性が不明又は不足するもの）
- ②要緊急安全確認大規模建築物
- ③要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所及び避難路等沿道建築物）
- ④災害時に救護施設となる病院
- ⑤災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥災害時に一時居住施設となる公営住宅等

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

◆診断及び改修の 誘導・支援策		①顕彰制度の実施	耐震化に関する先進的な事例・アイデアを顕彰
		②自治会による耐震化の取り組み	自治会単位での耐震化の仕組みづくり
		③リフォームに併せた耐震改修の促進	リフォームに併せた耐震化の仕組みづくり
		④業界による耐震化の取り組み	耐震化工事の需要拡大に向けた積極的営業活動
		⑤県・市町村が実施する支援策	補助事業等を活用した必要な助成制度の創設等
		⑥耐震改修促進税制の活用	各種特例措置の適用が可能な制度の啓発
		⑦県住宅供給公社による支援策	分譲住宅の耐震化、市町村の技術支援
	新促進計画 新設内容	⑧標準的な耐震診断費の情報提供	市町村ごとの標準費用のガイドライン作成
		⑨新耐震基準の住宅への支援	耐震性の確認に必要な助成等
		⑩部分的な耐震改修への支援	生命を守る手法として段階的改修への助成
		⑪中古住宅の耐震改修の促進	新たに入居する際に耐震診断・改修の実施支援
		⑫県建築住宅センターによる支援策	限界耐力計算法を用いた伝統構法住宅の耐震化
◆安心して診断及 び改修できる 環境整備		①優良な技術者の養成	専門講習会の開催による優良な技術者の養成
		②技術者等の登録制度の普及	優良な技術者等の登録・公表制度の促進
		③相談窓口の設置	関係機関による相談窓口の設置、体制の充実
		④技術開発の促進	関係機関による建築技術研究発表会の開催
		⑤特定優良賃貸住宅の空家の活用	耐震改修によって必要となる仮住宅の確保
	新促進計画 新設内容	⑥耐震診断士の派遣	市町村により診断士の選定、第三者の確認
◆地震時の総合的 な安全対策		①建築物以外の地震予防対策	ブロック塀倒壊、家具転倒防止対策等の実施
		②土砂災害防止対策	危険住宅の移転、土砂災害防止事業の推進
		③密集市街地の地震防災対策	総合的な市街地整備事業等の導入等
		④地震発生後の応急対策	応急危険度判定の実施、賃貸住宅の紹介等
		⑤地震保険等への加入促進	地震保険等の加入促進に向けた情報提供

3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

◆地震防災マップ の作成・公表		①市町村ごとの防災マップの作成	住民の意識啓発に資する防災マップの作成
		②身近な防災マップの作成	身近な危険が実感できる街区防災マップの作成
◆効果的な啓発 メディアの整備		①啓発用パンフレット等の作成	地震防災・耐震改修に関するパンフレット等の作成
		②耐震改修事例集の作成	改修工事事例集を作成し相談業務等に活用
		③広報用ビデオ等の活用	ビデオ等を購入し研修・学習教材として活用
◆多様な学習機会 の提供		①設計を通じた地域学習会の開催	住宅の改修設計を通じたワークショップの開催
		②セミナー・講習会等の開催	一般県民・特定建築物所有者向け講習会の実施
		③自治会による防災学習会の開催	自治会単位のきめ細かい防災学習会の開催
		④各種行事を活用した広報の実施	防災週間等の行事を活用した啓発活動の実施
	新促進計画 新設内容	⑤戸別訪問の実施	住宅所有者と対面説明、質疑応答の実施
		⑥基準適合マークの普及	耐震性が確保された建築物の認定表示

4. 特定建築物の所有者に対する法的措置等の実施（基本施策3）

◆耐震改修促進法 による措置		①指導・助言の実施	耐震診断・改修についての指導、助言の実施
		②指示の実施	指導、助言に従わない所有者に対する指示
		③公表の実施	指示に従わない所有者の公表
	新促進計画 新設内容	④診断義務付け及び診断費の助成	要安全確認計画記載建築物の指定
		⑤診断結果の公表の実施	報告された診断結果の公表
◆建築基準法による措置		①是正勧告の実施	放置すれば保安上危険となる恐れのある建築物の所有者に対する勧告
		②是正命令の実施	保安上危険な建築物の所有者に対する命令